

基本施策

個別施策

E 1	災害に強いまちづくりを進めます
-----	-----------------



E 1-1	都市の防災機能向上を図ります
E 1-2	市民の防災力向上を図ります

E 2	消防体制を強化します
-----	------------



E 2-1	火災予防体制を強化します
E 2-2	消防力を充実します

E 3	犯罪のない地域づくりを進めます
-----	-----------------



E 3-1	防犯啓発活動を推進します
E 3-2	地域防犯活動を推進します

E 4	安心できる消費生活環境をつくりま す
-----	-----------------------



E 4-1	消費者トラブルから市民を救済します
E 4-2	消費者被害の未然防止策を展開します
E 4-3	適正な計量を推進します

E 5	暮らしやすいコンパクトな市街地を 形成します
-----	---------------------------



E 5-1	自然環境と調和した良好な市街地形成を誘導します
E 5-2	まちなかの住環境を整え、住宅の更新を促進します
E 5-3	住環境の改善及び再生を図ります

E 6	安全・安心な居住環境をつくりま す
-----	----------------------



E 6-1	子どもから高齢者までが快適に安心して住める市営住 宅を供給します
E 6-2	民間住宅ストックの有効活用を図ります
E 6-3	安全・安心な民間住宅・建築物の普及を促進します

E 7	道路・交通の円滑化を図ります
-----	----------------



E 7-1	良好な道路ネットワークを形成します
E 7-2	公共交通の利便性や安全性の向上を図ります

E 8	安全・安心で快適な公共空間をつくれます
-----	---------------------



E 8-1	だれもが安全・快適に利用できる道路の整備を進めます
E 8-2	安全・安心な市有建築物への改善を進めます
E 8-3	だれもが快適に利用できる公園への再整備を進めます
E 8-4	地域環境美化を推進します

E 9	安全・安心な水を安定して供給します
-----	-------------------



E 9-1	将来にわたって持続可能な事業運営を推進します
E 9-2	どんなときにも安定給水できる体制を整えます
E 9-3	だれもが安心して飲める、安全でおいしい水を供給します

基本施策 E 1

災害に強いまちづくりを進めます

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	減災への取組みにより安全に暮らしている。

個別施策 E 1-1 都市の防災機能向上を図ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	都市の防災機能が	整備され有効に機能している。

取組方針 1 防災施設の機能の向上

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
指定避難所環境整備事業 【防災危機管理室】	○指定避難所における良好な滞在環境を確保するため、設備の整備、非常食等の備蓄品の充実を図る。			
拠点避難所の指定 【防災危機管理室】	○大規模災害に備えるため、拠点避難所の指定を行い、整備計画の策定や拠点避難所に必要な設備等の整備を進める。 ・平成29年度：拠点避難所の指定方針策定及び指定			
指定避難所の見直し 【防災危機管理室】	○市民の安全かつ円滑な避難を促進するため、代替施設への指定替え又は指定解除を行う。			
河川等整備事業（河川） 【土木維持課】	○防災性向上のための河川改修を行う。 ・江川川ほか			
自然災害防止事業（河川） 【土木維持課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている水害危険予想区域に指定される河川について、氾濫等の災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、河川の改良工事を実施する。			
自然災害防止事業（道路） <※再掲：E 8-1> 【土木維持課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている道路危険予想箇所について、自然法面の災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、道路の改良工事を実施する。			
自然災害防止事業（急傾斜地崩壊対策） 【土木維持課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている急傾斜地崩壊危険区域について、崖崩れ等の土砂災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、土止め擁壁や法砕工等の急傾斜地崩壊対策工事を実施する。			
海岸保全事業（東望地区） <※再掲：D1-1> 【土木維持課】	○国庫補助である社会資本整備総合交付金を活用して、東望海岸の東部下水処理場前付近の越波対策を行う。 ・平成25年度：実施設計 ・平成26～31年度：工事			→
都市下水道整備事業 【土木維持課】	○都市の雨水排水機能を向上させ災害を未然に防止し、水質の保全を図り水路周辺の住環境の改善を目的に整備する。			

宅地のがけ災害対策費補助金 【建築指導課】	○個人が所有する宅地等のがけが崩れ、第三者に被害がおよんでいる、又は二次災害に発展し被害がおよぶおそれがあるもの（現に第三者が居住している建築物や、公道・公園などの公的空間に面したがけ）に対し工事費の一部を助成する。			
宅地耐震化推進事業 【建築指導課】	○大規模盛土造成地マップを作成する。 ・大規模盛土造成地の抽出（業務委託） （1）3,000㎡以上の谷埋め盛土造成地の抽出 （2）腹付け盛土造成地の抽出 （3）上記大規模盛土造成地マップの作成 ・大規模盛土造成地マップの公表（直営） 対象区域：市街化区域及び非線引き都市計画区域 負担率：国1/3（宅地耐震化推進事業）、市2/3 予 定：平成28年度（業務委託）、平成29年度公表	→		
公共下水道雨水建設事業 <※再掲：E5-2> 【事業管理課・下水道建設課】	○低地地区などの浸水防除のため、雨水渠等を整備する。 ・中部第三排水区（長崎駅周辺地区） ・中部シトキ排水区（寺町地区）			
地震等災害時の緊急拠点施設整備事業 【浄水課】	○災害時における応急給水活動を行うために必要となる給水車への注水設備を設置する。 ・平成29年度：小ヶ倉浄水場及び東長崎浄水場 ・平成30年度：三重浄水場	←	→	

取組方針 2	防災情報の伝達手段の整備
---------------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
防災行政無線設備の音声到達改善事業 【防災危機管理室】	○これまでの整備により防災行政無線の配置密度を上げたが、地形上の問題などで聞こえにくい地域があるため、既設スピーカーの調整等を行い改善を図る。			
情報伝達手段の認知度向上 【防災危機管理室】	○防災メール、テレビのデータ放送、テレフォンサービス、市ホームページ等の多様な情報伝達手段の認知度を向上させるため、市民への更なる周知強化を図る。			
土砂災害ハザードマップ作成事業 <※再掲：D1-1> 【土木維持課】	○土砂災害防止法で指定された特別警戒区域等を記載したハザードマップを作成し住民へ周知する。 ・平成16～33年度			

取組方針 3	防災行政無線のデジタル方式への更新整備
---------------	----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
防災行政無線デジタル化事業 【防災危機管理室】	○電波法の改正により、平成34年11月30日で、現行のアナログ方式の防災行政無線は使用できなくなるため、デジタル方式への更新を行う。 ・平成28年度：基本設計 ・平成29年度：実施設計 ・平成30～32年度：整備工事、平成33年度以降運用開始			

個別施策 E1-2	市民の防災力向上を図ります
------------------	----------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民や事業者が	自発的に災害に対応できるようになっている。

取組方針 1	自主防災組織の結成促進及び活動活性化
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
自主防災組織結成促進事業 【防災危機管理室】	○自主防災組織の結成促進を図るため、単位自治会や連合自治会を対象に、防災講話や地域防災マップづくり等を実施する。 ・平成25年度～：単位自治会及び連合自治会の定例会等を活用した結成促進のための説明会の実施 ・平成27年度～：小学校区単位での防災活動の推進			
地域防災マップづくり促進事業 【防災危機管理室】	○地域住民の防災意識の向上を図るため、地域防災マップづくりを単位自治会、周辺複数自治会及び連合自治会で実施する。 ・平成23年度～：各単位自治会でマップづくり実施、実施後のマップの印刷・配布			
防災意識の普及啓発事業 【防災危機管理室】	○住民の防災意識の高揚を図るため、地域の防災訓練や防災講演会を実施する。			

取組方針 2	市民防災リーダーの養成及び活用
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
市民防災リーダー養成事業 <※再掲：D1-1> 【防災危機管理室】	○地域防災活動の推進役となる市民防災リーダーを養成する。また、地域防災マップづくりの指導などに協力していただく。			

取組方針 3	避難体制の整備
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
国民保護計画に係る避難マニュアルの策定・訓練の実施 【防災危機管理室】	○有事の際に、市民が安全・迅速に避難ができるようにするため、国民保護計画に伴う避難マニュアルを策定し、訓練を実施する。			
避難行動要支援者支援事業 <※再掲：F2-3> 【高齢者すこやか支援課】	○災害時、自力で避難することができない避難行動要支援者の名簿を整理し、同意を得られた方の情報を避難支援等関係者へ提供し、平常時からの見守り、支援体制を整備する。 ○自治会ごとにささえあいマップを作成し、災害時に備える。			

基本施策 E2

消防体制を強化します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	火災にあうことなく、安全・安心に暮らしている。

個別施策 E2-1

火災予防体制を強化します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民・事業者・行政が	火災を出さないまちづくりに取り組んでいる。

取組方針 1

市民の防火意識の向上

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
火災予防対策事業 ＜※再掲：E2-2＞ 【予防課・警防課】	○市民の防火防災力の向上を図るため、消防団をはじめ自治会や市民防火組織と連携した防火防災訓練等を実施する。 ・斜面地や住宅密集地等、地域の実情に応じた防火防災訓練の実施 ・高齢者等を対象とした防火指導の実施 ・住宅用火災警報器の設置及び維持管理の指導			
消防団運営補助事業 【予防課】	○消防団の各種活動を支援するため、運営費を補助する。			
婦人防火クラブ等の育成事業 【予防課】	○地域の防火防災力の向上を図るため、火災予防等を目的として結成された、婦人防火クラブ及び少年消防クラブの各種活動に対して補助を行う。			

取組方針 2

各種事業所の防火安全対策の徹底

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
火災予防対策事業 【予防課】	○福祉関連施設をはじめとする各種事業所の防火対策を強化するため、関係部局と連携した防火指導を実施するとともに、予防査察や、事業形態に応じた避難訓練の指導を実施する。			

個別施策 E2-2	消防力を充実します
------------------	------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民と消防が	連携して災害に強い体制を整えている。

取組方針 1	消防団を中核とした地域防災の充実強化
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
消防団加入促進事業 【予防課】	○地域防災の中核である消防団員を確保するため、広く市民に消防団活動への理解と協力を求める各種広報を実施し、新規団員の入団促進と活動しやすい環境づくりを行う。			
消防団活性化事業 【予防課】	○消防団活動の充実と活性化を図るため、消防団員として必要な知識・技術に関する教育訓練等を実施する。			

取組方針 2	災害時に支え合う人と地域の育成
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
職員育成事業 【消防局総務課・警防課】	○消防活動の充実を図るため、消防職員として必要な知識・技能習得のための各種研修を実施するとともに、業務上必要な資格取得を行う。 ・消防学校入校（初任科、救急科など） ・各種免許・資格取得（大型運転免許・小型移動式クレーン・玉掛技能など）			
火災予防対策事業 <※再掲：E2-1> 【予防課・警防課】	○市民の防火防災力の向上を図るため、消防団をはじめ自治会や市民防火組織と連携した防火防災訓練等を実施する。 ・斜面地や住宅密集地等、地域の実情に応じた防火防災訓練の実施 ・高齢者等を対象とした防火指導の実施 ・住宅用火災警報器の設置及び維持管理の指導			

取組方針 3	消防施設の充実
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
消防団格納庫整備事業 【消防局総務課】	○地域の消防・防災体制の充実を図るため、老朽化した消防団格納庫の計画的な建替えや長寿命化のための改修を実施する。			
消防出張所整備事業 【消防局総務課】	○地域の消防・防災体制の充実を図るため、老朽化した消防出張所の計画的な建替えや長寿命化のための改修を実施する。			
消防水利整備事業 【警防課】	○地域消防体制の充実を図るため、消防水利が不足している地域へ消火栓や防火水槽を設置する。			
消防機器等整備事業 【警防課】	○消防体制の維持・充実を図るため、老朽化した消防車両や資機材等を計画的に代替更新する。			

<p>総合消防情報システム更新事業</p> <p>【指令課】</p>	<p>○消防通信体制の充実を図るため、平成19年度に導入した総合消防情報システムを更新する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間：平成30～32年度 ・事業内容：平成30年度 基本設計及び実施設計 平成31～32年度 システム構築 平成33年度 運用開始 		←	
<p>多言語通訳業務整備事業 <※再掲：A3-3、F9-1></p> <p>【指令課】</p>	<p>○増加する外国人観光客や在留外国人からの119番通報の受信体制の充実を図るため、多言語通訳について、対応言語数を、5ヶ国語から7ヶ国語へ拡充する。</p>	→		

基本施策 E 3

犯罪のない地域づくりを進めます

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	犯罪被害にあうことなく、安全・安心に暮らしている。

個別施策 E 3-1 防犯啓発活動を推進します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民や事業者が	「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識を高めている。

取組方針 1 防犯意識の啓発

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議事業費負担金 【安全安心課】	○暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議が行う長崎市、市民、事業者、関係団体等が一体となった暴力追放の取組みに対して負担金を支出し、市民の暴力追放・防犯意識の醸成を図る。 ・市民集会の開催 ・広報啓発活動 ・構成団体相互の情報交換と連携強化			

取組方針 2 防犯関係団体との連携強化

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議幹事会 【安全安心課】	○暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議が行う事業について、長崎市、市民、事業者、関係団体等から選出された幹事により、幹事会を開催し、意見交換を行うとともに、関係団体の連携の強化を図る。			
長崎市防犯協会連合会理事会・総会 【安全安心課】	○長崎市防犯協会連合会及び長崎市内の各地区防犯協会の事業報告、事業計画その他の事項について審議するとともに、防犯功労者の表彰を行い、地域防犯力の向上や各団体間の連携強化を図る。			
青色回転灯防犯パトロール団体連絡会 【安全安心課】	○長崎市内で活動している青色回転灯防犯パトロール団体間の意見交換や情報共有を通じて、各団体の活動の活性化を図る。			

取組方針 3 子ども安全情報の収集及び発信

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
子ども安全注意報 【少年センター】	○こどもの生命等の安全を脅かす事案・事件・事項等に関して関係機関と連携して、迅速に情報を収集・分析し、情報を発信することで被害の拡大を予防する。			

個別施策 E3-2	地域防犯活動を推進します
------------------	---------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	地域が	「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動を行っている。

取組方針 1	子どもの見守り活動の推進
---------------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
子どもを守るネットワーク推進事業 【こどもみらい課】	○子どもたちが安全に、かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりをするために、地域内の団体・組織・個人など地域の力を結集して行っている子どもを守るネットワーク活動に対する助成を行う。			

取組方針 2	青少年の非行防止活動の推進
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
少年センター相談・補導活動事業 【こどもみらい課】	○青少年の非行防止と健全育成のため、学校や関係機関等と連携して補導業務、相談業務、環境浄化業務、情報の収集、分析、提供を行う。			

取組方針 3	自主防犯活動への支援
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
青色回転灯防犯パトロール活動費補助金 【安全安心課】	○青色回転灯を装着した車による防犯パトロール活動を行っている地域の防犯ボランティア団体に対して、活動経費の一部を支援し、各団体の活動の活性化を図る。			

取組方針 4	暴力団排除の推進
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎市の事業等からの暴力団排除措置 【安全安心課】	○長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎市の事務事業並びに公の施設から暴力団等を排除する。			

基本施策 E 4

安心できる消費生活環境をつくります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	安心して安全な消費生活を営んでいる。

個別施策 E 4-1 消費者トラブルから市民を救済します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	消費者トラブルから救済されている。

取組方針 1 消費生活相談体制の充実

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
消費生活相談事業 【消費者センター】	○市民を消費者被害から救済する。 ・消費生活相談員によるあっせんや助言等の実施 ・長崎市消費生活条例に基づく悪質事業者に対する指導・勧告・公表の実施			
消費生活相談員等レベルアップ事業 【消費者センター】	○消費生活相談員等のレベルアップを図る。 ・国等が開催する研修や学習会等に参加し、最新の知識の習得や他自治体と情報を共有する。			
消費生活相談体制整備事業 【消費者センター】	○消費生活相談体制の強化を図る。 ・消費者行政機能を強化するための消費者行政担当者（臨時職員）の配置			

取組方針 2 関係機関との情報共有と連携

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
消費生活相談機能強化事業 【消費者センター】	○消費生活相談窓口の整備・対応力の強化を図る。 ・弁護士への相談機会の回数を増やし、高度に専門的な消費生活相談への対応力を強化する。			

個別施策 E 4-2 消費者被害の未然防止策を展開します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	消費者被害にあわないような知識を持っている。

取組方針 1 対象に特化した啓発

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
消費者啓発推進事業 【消費者センター】	○消費者被害の未然防止に関する啓発事業を実施する。 ・高齢者、中学・高校対象の出前講座			

取組方針 2	市民の学習の場の充実
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
消費者啓発推進事業 【消費者センター】	○消費者被害の未然防止に関する啓発事業を実施する。 ・一般市民向け出前講座及びくらしの講座の実施 ・消費者団体の活動支援			
消費者教育・啓発活性化事業 【消費者センター】	○消費者教育の推進に関する法律を踏まえた消費者被害の拡大防止・未然防止を図る。 ・平成25年度～：市民啓発用パンフレットの作成 ・平成29年度：消費生活被害が最も多い高齢者の消費者被害を未然に防止するために、消費者センターの認知度を高め、気軽に相談していただけるよう、啓発用マグネットシートを作成し65歳以上の高齢者のいる世帯へ配布する。			

取組方針 3	迅速な情報提供
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
消費者啓発推進事業 【消費者センター】	○消費者被害の未然防止に関する啓発事業を実施する。 ・悪質商法等の注意喚起情報の配信(長崎市消費者を守るネット通信) ・ホームページの運用			

個別施策 E4-3	適正な計量を推進します
------------------	--------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
		事業者が

取組方針 1	事業者の「適正計量」への指導と適正率の向上
---------------	------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
計量行政事業 【消費者センター】	○取引・証明における適正な計量を確保するため、事業者に対して計量法に基づく検査を実施するとともに、消費者の計量に関する意識の向上を図るため、普及啓発を行う。 ・計量法に基づく計量器の定期検査及び立入検査			

取組方針 2	消費者への啓発
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
計量行政事業 【消費者センター】	○取引・証明における適正な計量を確保するため、事業者に対して計量法に基づく検査を実施するとともに、消費者の計量に関する意識の向上を図るため、普及啓発を行う。 ・ホームページを活用した情報の発信やイベント開催による計量行政の普及啓発			

基本施策 E5

暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	各地区の市街地が	自然環境を保全しながら、各地区の規模に応じた都市機能を充実させ、安全で暮らしやすく、効率的でまとまりのある方向に進んでいる。

個別施策 E5-1	自然環境と調和した良好な市街地形成を誘導します
------------------	--------------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市街地が	自然環境が保全され、コンパクトな住みよいまちになっている。

取組方針 1	市街地の無秩序な拡大抑制及び自然環境の保全
---------------	------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
都市計画の決定（変更） （県決定） 【都市計画課】	○都市の将来像の実現に向けて、市街化区域と市街化調整区域の区分を見直し、適切な市街地の規模へ誘導を行う。（長崎県決定） ・平成29～31年度：区域区分の見直し検討（長崎市案作成） ・平成32年度（予定）：区域区分の見直し（長崎県決定）			

取組方針 2	適正な都市機能の配置及び良好な住環境の維持保全
---------------	--------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
都市計画の決定（変更） （市決定） 【都市計画課】	○都市の将来像の実現に向けて、各種都市計画を見直すことで、にぎわいや暮らしやすさを実感できる都市づくりを図る。			

取組方針 3	都市機能の郊外拡散抑制
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
開発行為の許可 【建築指導課】	○都市機能がコンパクトに集積した市街地への誘導を図るため、開発許可制度を活用して、都市機能の郊外拡散を抑制する。			

取組方針 4	市街化調整区域におけるコミュニティの維持
---------------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎市開発許可に関する条例 【建築指導課】	○市街化調整区域の集落においては、人口減少により地域コミュニティの活力が低下しているため、開発許可制度を活用して定住人口を確保し、コミュニティの維持を支援する。			

取組方針 5	長崎らしい「コンパクト＋ネットワーク」に向けた計画策定と推進
---------------	---------------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
立地適正化計画の策定 【都市計画課】	○「コンパクト＋ネットワーク」の都市づくりに向けて、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業、公共交通等の都市機能を誘導するため、立地適正化計画を策定する ・平成29年度：原案作成（業務委託）、説明会・パブリックコメント、策定 ・平成30年度以降：公表及び届出制度の運用、誘導施策の運用			

個別施策 E5-2	まちなかの住環境を整え、住宅の更新を促進します
------------------	--------------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	まちなかが	多様な世代の市民が働きやすく住みやすい地区になっている。

取組方針 1	都市機能が集中したまちなか住環境整備
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
公衆便所整備事業 <※再掲：A2-2> 【みどりの課】	○まちなか周辺における既存の公共トイレを、歩いて楽しいまちづくりのため、誰もが安心して快適に利用できるように再整備を行う。 ・平成30年度：1箇所、平成31年度：1箇所		←	
まちなか再生推進事業 <※再掲：A2-2> 【まちなか事業推進室】	○歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」の賑わいの再生を図るため、「まちなか軸」を中心とした5つのエリアの個性や魅力を顕在化し、回遊性を高める取り組みを「まちぶらプロジェクト」として地域や企業等と連携しながら進める。 ・事業期間：平成25年度～平成34年度 ・平成29年度：まちなみ整備助成金、まちなか賑わいづくり活動支援、長崎おもてなしトイレ支援事業、地域まちづくり活動事業、新大工食文化継承、東山手・南山手インフォメーションボード、まちなかトイレ誘導板整備、銅座エリア情報発信			
まちなか再生賑わい整備事業（案内誘導サイン） <※再掲：A2-2> 【まちづくり推進室】	○まちなか地区の周辺観光施設も含めて来訪者の回遊性の向上を図るため、案内誘導サインを設置する。 ・平成29年度：大黒町(2箇所)、桜町(2箇所)	→		
新大工町地区市街地再開発事業 <※再掲：A2-2> 【まちづくり推進室】	○本市を代表する商業集積地であるとともに、背後には良好な住宅地を持つ新大工町地区における市街地再開発事業を支援し、市民生活の利便性の向上とまちなかの賑わいの再生を図る。 ・事業年度：平成26年度～ ・施行地区：A=0.72ha ・平成26年度：推進計画作成費補助金 ・平成27年度：調査設計計画作成費補助金・都市計画決定 ・平成28年度：都市計画決定・変更 ・平成29年度～：本組合設立など			
浜町地区市街地再開発事業 <※再掲：A2-2> 【まちづくり推進室】	○古くから本市の中心商業地として栄えてきた浜町地区における市街地再開発事業を支援し、地域の活性化と中心市街地全体の賑わいの再生を図る。 ・事業年度：平成27年度～ ・施行地区：A=3.7ha（予定） ・平成27年度：推進計画作成費補助金 ・平成28年度：権利者の合意形成 ・平成29年度～：権利者の合意形成・都市計画決定・本組合設立など			
道路新設改良事業（浜町伊良林1号線ほか） <※再掲：A2-2> 【土木維持課】	○まちなかの景観の魅力向上及び道路環境の安全・快適性の向上を図るため、歩車道の整備を行う。 ・事業期間：平成25年度～平成34年度 ・事業内容：平成28年度～：浜町伊良林1号線、銅座界わい路地魅力向上ほか			
公共下水道雨水建設事業 <※再掲：E1-1> 【事業管理課・下水道建設課】	○低地地区などの浸水防除のため、雨水渠等を整備する。 ・中部第三排水区（長崎駅周辺地区） ・中部シシトキ排水区（寺町地区）			

<p>街路事業(銅座町松が枝町線[銅座工区]) <※再掲：A2-2、A3-3、E7-1> 【道路建設課】</p>	<p>○まちなか（銅座地区）の賑わいの再生及び防災性の向上、交通環境の改善を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：銅座町～籠町 ・事業期間：平成27～36年度 ・事業内容：L=420m、W=15m</p>			
<p>街路事業(銅座町松が枝町線[大浦工区]) <※再掲：A2-2、A3-3、E7-1> 【道路建設課】</p>	<p>○まちなか（銅座地区）の回遊性向上及び景観の魅力向上、歩行者の安全性向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：大浦町～新地町 ・事業期間：昭和58年度～平成29年度 ・事業内容：L=640m、W=11m</p>	→		
<p>街路事業(新地町稲田町線) <※再掲：A2-2、A3-3、E7-1> 【道路建設課】</p>	<p>○斜面市街地（十善寺地区）の交通環境、居住環境の向上及びまちなかの回遊性向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：籠町～稲田町 ・事業期間：平成12～31年度 ・事業内容：L=400m、W=15m</p>	→	→	→
<p>公園等施設整備事業 <※再掲：E8-3> 【みどりの課】</p>	<p>○老朽化した施設の更新・改修、バリアフリー化未整備の公園における園路の段差解消及び多目的便所の設置など施設の改築・更新等を行う。 ・平成29年度：中央公園、立山公園ほか</p>	→	→	→
<p>唐人屋敷頭在化事業 <※再掲：A2-2> 【まちづくり推進室】</p>	<p>○唐人屋敷跡において、歴史を活かした観光拠点や居住環境の整備等により、日中交流の歴史がいきづいたまちづくりを行う。 ・事業年度：平成13年度～平成31年度 ・平成29年度：用地買収、建物等補償 ・平成30年度：建物解体、公園設計 ・平成31年度：公園整備</p>	→	→	→
<p>無電柱化推進事業 <※再掲：A2-2、E8-1> 【土木企画課・道路建設課・土木維持課・長崎駅周辺整備室】</p>	<p>○まちなかの景観の魅力向上や歩行者の安全性向上、防災性の向上を図るため、無電柱化を推進する。 ・事業内容：平成29年度～：籠町稲田町1号線、八千代町尾上町1号線、尾上町八千代町1号線、尾上町2号線</p>	→	→	→
<p>岩原川周辺環境整備事業 <※再掲：A2-2> 【土木維持課】</p>	<p>○長崎駅周辺からまちなかへの回遊性向上を図るため、都心の貴重な水辺である岩原川の周辺において、安全で快適な歩車道の整備を行う。 ・事業期間：平成25～34年度 ・平成25年度：実施設計 ・平成26～34年度：工事</p>	→	→	→
<p>公園等施設整備事業 (中島川公園) <※再掲：E8-3> 【みどりの課】</p>	<p>○長崎市を代表とする文化・観光資源となる出島地区において、出島表門橋の架橋に併せ、公園整備を行う。</p>	→	→	→

個別施策 E5-3	住環境の改善及び再生を図ります
------------------	------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	各地区が	防災性の向上や住環境の改善が図られ、住みやすくなっている。

取組方針 1	各地区の防災性の向上及び住環境改善
---------------	--------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
地籍調査事業 【都市計画課】	○国土調査法に基づく国土調査の一つで、現況に即した正確な地図（地籍図）及び台帳（地籍簿）を作成するため、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認・測量及び面積の測定を行う。 ・平成29年度：立山5丁目ほか 0.55平方キロメートル ・平成30年度：光町ほか 1.22平方キロメートル ・平成31年度：虹が丘町ほか 2.02平方キロメートル			
斜面市街地再生事業（南大浦地区ほか） 【まちづくり推進室】	○家屋老朽化率や密集度が高い地区において、道路や公園等の公共施設を整備を行い、防災性の向上や住環境の改善、老朽建築物の更新を図る。 ・事業年度：平成9～33年度 ・施行地区：7地区（154.4ha）			
東長崎平間・東地区土地 区画整理事業 【東長崎土地区画整理事務所】	○東長崎平間・東地区における健全かつ良好な住環境を有する市街地の形成を図る。 ・施行地区：長崎市平間町、東町及び矢上町の各一部 ・事業期間：平成14～33年度 ・施行地区面積：29.9ha ・平成29年度：道路整備、宅地造成、建物等移転補償及び換地計画作成 ・平成30～31年度：換地計画作成			
東長崎地区都市基盤施設 整備事業 【東長崎土地区画整理事務所】	○東長崎地区土地区画整理事業廃止予定区域における道路や公園等都市基盤の整備により、良好な居住環境の創出を図る。 ・事業期間：平成23～33年度 ・事業内容：東長崎縦貫線ほか ・平成29～31年度：都市計画道路及び公園整備			

取組方針 2	老朽空き家の除却及び跡地整備
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
老朽危険空き家対策事業 【まちづくり推進室】	○長年放置された老朽危険空き家のうち、所有者からその建物及び土地が本市に寄附されたものを除却し、跡地を公共空間として整備することで、住環境の改善を図る。 ・事業年度：平成18～32年度 ・除却累計実績：49件（平成18～28年度）			

基本施策 E 6

安全・安心な居住環境をつくります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	ライフスタイルにあった安全な住宅・建築物に、安心して居住している。

個別施策 E 6-1 子どもから高齢者までが快適に安心して住める市営住宅を供給します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市営住宅を必要とする世帯が	市営住宅で安心して暮らしている。

取組方針 1 セーフティネットとしての市営住宅

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
入居者の適正化 【住宅課】	○収入超過者に対して明渡しを促すことにより確保した空住宅について、低所得者向けに入居者募集を行う。			

取組方針 2 市営住宅の適正な戸数と配置

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
公共施設マネジメントへの対応 【住宅課】	○住宅需要の変化を踏まえ、民間住宅との役割分担を十分に勘案し、入居基準の見直しを含め、管理戸数及び配置の適正化を図る。			

取組方針 3 多世代が交流する市営住宅

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
子育て世帯の市営住宅への優先入居 【住宅課】	○建替による新築住宅へ定期借家制度を導入するとともに、定期募集における特定目的住宅としての優先枠を設定し、優先入居を実施する。			

取組方針 4 安全・快適に暮らせる市営住宅

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
既設公営住宅改善事業 【住宅課】	○長期にわたって良質なストックとして維持管理を行うため、修繕工事等を計画的に行う。平成24年度から、風呂釜未設置住宅への風呂釜設置等に取り組んでいる。また、平成27年度からは、外灯のLED化事業を実施している。平成29年度より高島地区において耐震性のある市営住宅への集約移転を促進するため、エレベーターの設置に取り組む。			
公営住宅建設事業（大園団地Ⅲ期ほか）ほか 【住宅課】	○居住水準の向上を図り、住宅に困窮する市民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、老朽化した公営住宅の建て替え等を行う。 ・平成27年度～ 大園団地Ⅲ期、塩町団地、本河内団地			

個別施策 E6-2	民間住宅ストックの有効活用を図ります
------------------	---------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	既存の民間住宅が	改善等により健全な状態で維持され、長く活用されている。

取組方針 1	民間住宅への支援
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎市住宅リフォーム緊急支援事業 【住宅課】	○市民が自ら所有し、かつ居住又は居住を予定している住宅の性能向上などの居住環境改善や建設業界の若手技能者の育成と技術の継承を目的として、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成する。	→	検討中	
民間住宅対策（住宅の適正な維持管理等に関する情報の発信） 【住宅課】	○民間住宅のストックの活用等を目的として、民間住宅の適正な維持、管理のためのセミナー開催や住まいに関する情報等をHPで発信する。			
子育て住まいづくり支援費補助金 <※再掲：F4-2> 【子育て支援課・住宅課】	○親世代への子育ての相談・アドバイス、急な用事や残業の際の子どもの世話など、家族の支え合いにより子育てに係る負担軽減を図り、子育てしやすい環境をつくるため、三世帯同居・近居のための改修工事等の一部を助成する。	→		

取組方針 2	空き家の活用支援
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
空き家バンクの拡充 【住宅課】	○移住・定住を検討されている方に市内に存在する空き家・空き地の情報を提供し、そこに住んでもらうことで、地域の活性化などを図ることを目的に実施する。物件情報は移住者向けの市ホームページに掲載し、さらに登録件数を増やすために、活用可能な空き家の調査を実施し、所有者の了解が得られた物件を掲載していく。			
定住促進空き家活用補助金 <※再掲：A2-1> 【住宅課】	○戸建て空き家を移住・地域交流等での活用を目的とし、リフォーム工事等に要する費用の一部を助成する。	↔	検討中	

個別施策 E6-3	安全・安心な民間住宅・建築物の普及を促進します
------------------	--------------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	安全に安心して住みつけられる住まいに暮らしている。

取組方針 1	耐震化の促進
---------------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅の耐震化事業） 【建築指導課】	○旧耐震基準で建築された木造戸建住宅の耐震化を推進するため、耐震診断費、耐震改修設計費、耐震（防火）改修工事費、及び除却工事費の一部を助成する。			

民間建築物耐震化推進費事業（要緊急安全確認大規模建築物） 【建築指導課】	○民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図るための支援策として、耐震診断の実施と結果の報告を義務付けされた要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成し、地震に対する建築物の安全性確保を推進する。			
民間建築物耐震化推進事業 【建築指導課】	○民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図るための支援策として、耐震診断及び耐震改修設計に要する費用の一部を助成し、地震に対する建築物の安全性確保を推進する。			
アスベスト対策費補助金 【建築指導課】	○アスベストの飛散による健康被害から市民を守るため、多数の者が使用する民間建築物のアスベスト分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成し、安全対策を促進する。			

取組方針 2	老朽危険空き家への対策
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
老朽危険空き家除却費補助金 【建築指導課】	○長期間放置され老朽化して、周辺の住環境を悪化させている危険空き家の除却に要する経費の一部を助成する。			

取組方針 3	特殊建築物の適正管理の促進
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
特殊建築物にかかる建築設備の定期報告制度 【建築指導課】	○不特定多数の人々が利用する公共性の高い建築物(特殊建築物)については、建築設備の操作・作動の不完全等が大きな事故や災害へと発展する恐れがあることから、所有者等に対して定期報告制度の周知、防災意識の啓発などを行う。			

基本施策 E 7

道路・交通の円滑化を図ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	道路や公共交通機関を安全で快適に利用している。

個別施策 E 7-1	良好な道路ネットワークを形成します
------------	-------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	目的地まで迅速かつ安全・快適に移動している。

取組方針 1	広域幹線道路網の整備推進
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
幹線道路等整備推進事業 ＜※再掲：A3-3＞ 【土木企画課】	○幹線道路等の整備促進を図るため、事業主体である国や県に対し要望活動を行うとともに、より効果的な要望を行うため、現状の課題解決だけでなく、観光振興や地域振興等の地方創生につながる具体的な整備効果の調査研究を行う。			
大村湾横断浮橋架橋検討調査 【土木企画課】	○（仮称）大村湾横断浮橋架橋による長崎市をはじめとした大村湾沿線自治体間の道路ネットワークの強化や交流促進、地域活性化への効果等について検討調査を行う。 ・平成28年度～：技術的成立性及び経済波及効果等調査	→		
道路新設改良事業(清水町白鳥町1号線) 【道路建設課】	○円滑な道路交通と安全な歩行者環境の確保を図るため、道路の新設及び拡幅改良を行う。 ・事業区域：清水町～白鳥町 ・事業期間：平成23～32年度 ・事業内容：L=430m、W=12m			
道路新設改良事業(虹が丘町西町1号線) 【道路建設課】	○市内交通渋滞の緩和を図るため、道路の新設を行う。 ・事業区域：虹が丘町～西町 ・事業期間：平成9～37年度 ・事業内容：L=1,950m、W=10m			
道路新設改良事業(中川鳴滝3号線) 【道路建設課】	○防災等居住環境の向上及び市内交通渋滞の緩和を図るため、道路の新設及び拡幅改良を行う。 ・事業区域：中川2丁目～鳴滝2丁目 ・事業期間：平成12～37年度 ・事業内容：L=1,200m、W=10～12m			
道路新設改良事業(江平浜平線) 【道路建設課】	○「江平地区まちづくり」の骨格の形成及び市内交通渋滞の緩和を図るため、道路の新設及び拡幅改良を行う。 ・事業区域：江平2丁目～浜平2丁目 ・事業期間：平成9～31年度 ・事業内容：L=2,260m、W=10m			→
道路新設改良事業(相川町四杖町1号線) 【道路建設課】	○西部地区の道路ネットワークの形成を図るため、道路の新設を行う。 ・事業区域：相川町～四杖町 ・事業期間：平成20～35年度 ・事業内容：L=2,500m、W=8.75～11.5m			
道路新設改良事業(土井首町磯道町線) 【道路建設課】	○市民生活に密着した道路の整備による交通の円滑化及び安全性の確保を図るため、道路の新設及び拡幅改良を行う。 ・事業区域：土井首町～磯道町 ・事業期間：平成19～32年度 ・事業内容：L=760m、W=8.5m			

取組方針 2		既存道路の安全性・快適性の向上		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
街路事業(新地町稲田町線) <※再掲：A2-2、A3-3、E5-2> 【道路建設課】	○斜面市街地（十善寺地区）の交通環境、居住環境の向上及びまちなかの回遊性向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：籠町～稲田町 ・事業期間：平成12～31年度 ・事業内容：L=400m、W=15m			→
街路事業(道の尾駅前線) 【道路建設課】	○交通の円滑化、歩行者の安全及び良好な都市環境の確保を図るため、道路の新設及び拡幅改良を行う。 ・事業区域：岩屋町～葉山1丁目 ・事業期間：平成22～32年度 ・事業内容：L=200m、W=12m			
街路事業(片淵線[新大工工区]) <※再掲：A2-2、A3-3> 【道路建設課】	○まちなか（新大工地区）の回遊性向上、交通環境の改善を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：片淵2丁目～新大工町 ・事業期間：平成28～33年度 ・事業内容：L=270m、W=8m			
街路事業(片淵線[経済裏工区]) 【道路建設課】	○交通環境の改善、居住環境の向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：西山2丁目～片淵2丁目 ・事業期間：昭和63年度～平成32年度 ・事業内容：L=700m、W=8m			
街路事業(銅座町松が枝町線[大浦工区]) <※再掲：A2-2、A3-3、E5-2> 【道路建設課】	○まちなか（銅座地区）の回遊性向上及び景観の魅力向上、歩行者の安全性向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：大浦町～新地町 ・事業期間：昭和58年度～平成29年度 ・事業内容：L=640m、W=11m	→		
街路事業(常盤町大浦元町線[椎の木工区]) 【道路建設課】	○大浦地区の交通環境の改善、居住環境・防災性の向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：川上町～高丘2丁目 ・事業期間：昭和49年度～平成33年度 ・事業内容：L=1,420m、W=10～13.5m			
街路事業(大黒町恵美須町線) <※再掲：A3-3> 【道路建設課】	○長崎駅周辺の交通環境の改善を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：大黒町～恵美須町 ・事業期間：平成26～32年度 ・事業内容：L=110m、W=26.25m			
街路事業(銅座町松が枝町線[銅座工区]) <※再掲：A2-2、A3-3、E5-2> 【道路建設課】	○まちなか（銅座地区）の賑わいの再生及び防災性の向上、交通環境の改善を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：銅座町～籠町 ・事業期間：平成27～36年度 ・事業内容：L=420m、W=15m			
J R長崎本線連続立体交差事業 <※再掲：A3-3> 【長崎駅周辺整備室】	○長崎県が行うJ R長崎本線連続立体交差事業に係る負担金を支出することにより、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消、東西市街地の一体化を図る。 ・平成29年度：用地補償、高架構造物工事など ・平成30年度～平成31年度：高架構造物工事など			

個別施策 E7-2	公共交通の利便性や安全性の向上を図ります
------------------	-----------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	充実された公共交通機関を利用している。

取組方針 1	公共交通の維持
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎・天草航路運営費補助金 【都市計画課】	○文化的、経済的に交流の歴史が深く、観光面からも航路の重要性が高まっている長崎・天草航路について、その存続のために運営会社の運営費の一部を支援する。			
コミュニティバス運行事業 【都市計画課】	○合併した各地区におけるバス空白地域や交通が不便な地域における住民の利便性向上を図る。(計9路線)			
公共交通空白地域対策事業 【都市計画課】	○バス空白地域において乗合タクシーを運行し、地域住民の利便性の向上や公共交通機関の利用促進、高齢者の社会参加の促進を図る。(計5路線)			
離島航路維持対策事業 【都市計画課】	○本土と離島を結ぶ重要な交通機関であることから、航路の維持を行うため支援を行い、地域住民の移動手段を維持し、離島地域の振興を図る。			

取組方針 2	公共交通の利便性向上と利用促進
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
バリアフリー基本構想及び特定事業計画の推進 <※再掲：A3-3> 【土木企画課】	○長崎市バリアフリー基本構想（平成25年度策定）及び特定事業計画（平成26年度改定）に基づき、バリアフリー整備の進捗管理を行うとともに、市民や関係者と連携をとりながら評価・改善に取り組むことでバリアフリー化の推進を図る。			

基本施策 E 8

安全・安心で快適な公共空間をつくります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	公共空間が	安全・安心で快適に利用されている。

個別施策 E 8-1 だれもが安全・快適に利用できる道路の整備を進めます

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	道路が	安全・快適に利用されている。

取組方針 1 道路環境の改善と施設の長寿命化の推進

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
私道整備助成事業 【土木総務課】	○市民の生活環境の向上及び交通安全に資することを目的に、一般交通の用に供されている私道の整備を行うことにより、私道を特例的に救済し、市道に認定するため、私道の管理者等に対し助成金を交付する。			
無電柱化推進事業 <※再掲：A2-2、E5-2> 【土木企画課・道路建設課・土木維持課・長崎駅周辺整備室】	○まちなかの景観の魅力向上や歩行者の安全性向上、防災性の向上を図るため、無電柱化を推進する。 ・事業内容：平成29年度～：籠町稲田町1号線、八千代町尾上町1号線、尾上町八千代町1号線、尾上町2号線			
車みち整備事業 【道路建設課】	○斜面市街地における居住環境の改善と防災性の向上を図るため、車が通ることができない既存の市道を幅員4mにこだわらず、地域の実情に応じた様々な工夫をしながら、地域と一体となって、車が通ることができる道路へと迅速に整備する。 ・事業期間：平成25～30年度 ・事業内容：平成27年度まで 西山7号線、桜木町1号線ほか 平成28年度 入船町8号線、白鳥町油木町1号線ほか 平成29年度～30年度 御船蔵町銭座町1号線ほか			
道路新設改良事業 【道路建設課】	○交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、国庫補助を活用して、市内主要路線の新設及び現道の拡幅改良を行う。 ・川上町出雲線、大橋町赤迫1号線ほか			
地方道路等整備事業 【道路建設課】	○交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路において、緊急に整備を要する部分的な拡幅改良又は新設を行う。 ・西小島稲田町1号線、葉山線ほか			
合併地区道路等整備事業 【道路建設課】	○合併地区における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・西海128号線、蚊焼町川原町1号線ほか			
過疎対策事業 【道路建設課】	○過疎地域における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・高浜本線			
辺地対策事業 【道路建設課】	○辺地地域における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・西海64号線、形上岳線			
道路施設維持管理情報システム構築 【土木維持課】	○市民が安全で快適に道路を利用できるように、県や長崎大学と連携して、道路等の危険個所の早期把握や維持管理に必要なデータを蓄積できるシステムを構築する。また、長崎大学が開発した測定機器を用いて舗装の劣化度を把握するシステムを構築する。 ・事業期間：平成27～29年度			

道路新設改修事業(道路構造物補強) 【土木維持課】	○道路の長寿命化・災害防止の観点から、老朽危険箇所（橋梁、暗渠等）の補修・補強等の対策を実施し、耐久性の向上を図ることにより災害に強い道路の整備を行う。 ・事業期間：平成19年度～			
地方道路等整備事業 【土木維持課】	○安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、損傷が著しい路面や排水機能が低下した側溝等の改良を行う。 ○暮らしやすいまちづくりを推進するため、離合箇所等の整備や交差点の改良を行う。			
道路リフレッシュ事業（合併7地区） 【土木維持課】	○合併地域の市道について、交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路において、緊急に整備を要する部分的な拡幅改良又は新設を行う。			
自然災害防止事業（道路） <※再掲：E1-1> 【土木維持課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている道路危険予想箇所について、自然法面の災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、道路の改良工事を実施する。			
交通安全施設整備事業 【土木維持課】	○交通事故の防止と交通環境の安全性の向上のため、交通事故が多発している道路や交通の安全を確保する必要がある道路について、交通環境の改善を行う。 ・事業内容：歩道の新設改良、道路反射鏡設置、防護柵設置、視線誘導標設置、区画線設置、路側帯のカラー化など			

取組方針 2	効果的な駐車対策と駐輪場の整備の推進
---------------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
駐車場施設整備事業（市民会館地下駐車場） <※再掲：E8-2> 【土木企画課】	○駐車場出入口の安全性確保を図るため、側溝布設等を行う。 ・事業期間：平成29年度	←→		

取組方針 3	交通安全意識の向上と対策の推進
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
交通安全指導普及事業 【安全安心課】	○幼児期からの交通安全意識の醸成を図るため、交通安全指導普及員により、幼稚園・保育所等において交通安全教室を開催する。			
長崎市交通安全対策推進協議会 【安全安心課】	○「人優先」を基本理念として、関係機関・団体と緊密に連携しながら、各季の運動や年間を通じた事業に取り組み、市民一人ひとりの交通安全の意識を高めるとともに、家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通安全活動を積極的に推進し、「交通事故のない安全で住みよいまちづくり」の実現を目指す。			

個別施策 E8-2	安全・安心な市有建築物への改善を進めます
------------------	-----------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市有建築物が	長期にわたり安全に安心して利用されている。

取組方針 1	市有建築物の安全性の向上
---------------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
新市庁舎建設事業 【大型事業推進室】	○現在の市庁舎の課題である、耐震強度の不足、施設の老朽化、狭隘さ、窓口や執務室の分散等の問題の解決のため、市庁舎の建替えを行う。 ・平成25年度：新庁舎建設基本計画策定（平成28年11月改定） ・平成29年度：基本設計、平成30年度：実施設計 ・平成31年度～34年度：建設工事			
耐震化促進事業 【建築課】	○長崎市耐震改修促進計画に基づき、長崎市市有建築物耐震化実施計画を策定し、市所有の特定建築物及び災害時の拠点となる建築物の計画的な耐震化の推進に積極的に取り組むため、対象建築物の年次計画等を具体的に定め耐震化を図る。			
駐車場施設整備事業（市民会館地下駐車場） <※再掲：E8-1> 【土木企画課】	○駐車場出入口の安全性確保を図るため、側溝布設等を行う。 ・事業期間：平成29年度	↔		

取組方針 2	市有建築物のバリアフリー化の推進
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
バリアフリー化促進事業 【建築課】	○災害時に拠点となる市有建築物について、だれもが使いやすい施設にするため、エレベーター設置等によりバリアフリー化を図る。			

個別施策 E8-3	だれもが快適に利用できる公園への再整備を進めます
------------------	---------------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	公園が	再整備により快適に利用されている。

取組方針 1	安全で快適な公園の整備
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
公園等施設整備事業 <※再掲：E5-2> 【みどりの課】	○老朽化した施設の更新・改修、バリアフリー化未整備の公園における園路の段差解消及び多目的便所の設置など施設の改築・更新等を行う。 ・平成29年度：中央公園、立山公園ほか			

取組方針 2	多様化した市民ニーズに対応できる公園への再整備
---------------	--------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
公園再整備事業 【みどりの課】	○既設公園の老朽化した施設において、社会情勢や地域のニーズに対応した、安全・安心で快適に利用できる公園の再整備を図る。			

取組方針 3	安全で快適な動線と滞在空間の確保
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
公園等施設整備事業 (中島川公園) <※再掲：E5-2> 【みどりの課】	○長崎市を代表とする文化・観光資源となる出島地区において、出島表門橋の架橋に併せ、公園整備を行う。	→		
公園施設整備事業 (稲佐山公園スロープ カー整備) 【みどりの課】	○世界新三大夜景都市の認定を受け稲佐山展望台への観光客が増加するなか、さらなる観光客の増加に対応するため、山頂展望台へのアクセスを向上させ、団体観光客等の利便性の向上を図る。	→		
公園施設整備事業 (金比羅公園) 【みどりの課】	○金比羅公園において、園路や駐車場の整備を行い、公園利用者の利便性の確保と身近に自然を感じる公園としての機能向上を図る。	→		

個別施策 E8-4	地域環境美化を推進します
------------------	---------------------

	対 象	意 図
5年後にめざす姿	市民と行政が	協働して地域の環境美化を進めている。

取組方針 1	市民環境美化活動の推進
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
市民協働環境美化推進事業 【廃棄物対策課】	○地域清掃の支援及びアダプトプログラムの加入を促進する。 ・ボランティア清掃用ゴミ袋等の清掃用具の支給 ・ゴミ収集車の配車 ・ボランティア活動傷害保険の加入 ・管理区域等を示した表示板の設置	→		
街を美しくする運動推進 協議会補助金 【廃棄物対策課】	○緑化花いっぱい運動・環境美化運動に対して補助を行う。 ・市民大清掃の実施 ・ながさきグリーンキャンペーンの実施 ・園芸講習会の実施 ・環境ポスター展の実施 ・功労者表彰の実施	→		
花のあるまちづくり事業 <※再掲：A2-2> 【みどりの課】	○安らぎと潤いのある生活環境の創造と魅力的な観光都市づくりを目指して、年間を通して楽しめる四季折々の花を中心市街地の主要な観光ルートや道路植樹帯に植栽し、回遊性を高める。	→		

取組方針 2	環境美化意識の向上
---------------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
ポイ捨て等防止対策事業 【廃棄物対策課】	○ポイ捨て・喫煙禁止地区における指導及び周知啓発を行う。 ・市職員による巡回指導及び啓発 ・看板、路面シート等の整備	→		

基本施策 E9

安全・安心な水を安定して供給します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	水道水が	安全で安心して飲める水として安定的に供給されている。

個別施策 E9-1 将来にわたって持続可能な事業運営を推進します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	水道事業が	効率的・効果的に事業運営されている。

取組方針 1 持続可能な事業運営

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
アセットマネジメント支援情報システム導入推進 <※再掲：D3-2> 【事業管理課】	○資産管理を効率的・効果的に行うために、アセットマネジメントを導入するにあたり、既存施設の施設情報の整備を行うとともに、システム構築の推進を図る。 ・上下水道施設の施設管理台帳の電子化及び整備 ・システム導入にかかる契約までの準備 ・アセットマネジメント支援情報システムの構築	←		

取組方針 2 組織力の強化・向上

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
行財政改革の推進 【上下水道局総務課】	○安定した事業運営とサービスの向上を図るため、民間活力の導入、事務処理手順の見直しなどによる業務の効率化を図り、適正な組織体制を構築する。			
人材育成等事業 【上下水道局総務課】	○これまで培った技術を継承するため、人材の確保と育成を図る。 ○水道を取り巻く情勢の変化に対応するため、新たな技術や資格の習得、研究等に取り組むとともに、民間との連携強化、他都市・友好都市との技術交流を図る。			

個別施策 E9-2 どんなときにも安定給水できる体制を整えます

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	水道施設が	計画的に整備されている。

取組方針 1 水道施設の耐震化

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
水道施設耐震化事業 【事業管理課】	○配水池、浄水場、管路、ポンプ場等の耐震化率の向上を図る。			

取組方針 2	施設の更新・一元化		
--------	-----------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
配水施設整備事業 【水道建設課】	○破損事故の防止、管路の耐震化及び出水不良の解消を目的に老朽管の更新等を行う。 ・事業期間：平成25～29年度(第10次)※第11次配水施設整備事業の策定 ・事業期間：平成30～34年度(第11次) ・事業内容：配水管の布設替及び新設			
水道施設統合整備事業 【事業管理課】	○合併地区の水道事業及び千々簡易水道事業を長崎市水道事業に統合し、安定した給水体制を確立する。			→
北部地区浄水場再編事業 【事業管理課】	○老朽化した北部地区浄水場の再編成（施設の統廃合を含む）のため、計画を策定し、事業を推進する。			

取組方針 3	適切な維持管理		
--------	---------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
漏水調査業務 【給水課】	○有効率の向上を図るため、水道管漏水の早期発見を目的として調査を行う。			
給配水施設維持管理業務 【給水課】	○有効率の向上を図るため、漏水箇所の修繕等を行う。			

個別施策 E9-3	だれもが安心して飲める、安全でおいしい水を供給します		
-----------	----------------------------	--	--

5年後にめざす姿	対 象	意 図
		水道水が

取組方針 1	水質管理の強化		
--------	---------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
水質検査機器等の整備 【水質管理室】	○水質管理に必要な機器の整備を行うことにより、残留塩素の適正な管理や水質検査の精度を高め、水道水の安全性を確保する。 ・自動水質監視装置の整備 ・分析機器の整備			

取組方針 2	信頼される水道		
--------	---------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
水道GLP認定 【水質管理室】	○水質検査結果の信頼性の確保を図るため、水道GLP(水道水質検査優良試験所規範、公益社団法人日本水道協会)の認定を4年毎に更新する。 ・平成21年3月：認定取得 ・平成29年3月：更新認定取得（2回目） ・次回更新は平成32年度（3回目）			

取組方針 3		水道未給水地区の解消		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
未給水地区無水源簡易水道事業 【事業管理課】	○水道未給水地区の解消を図り、市民へ安定した給水体制を確立するため、水道未給水地区において水道施設を整備する。 ・事業期間：平成27～30年度 ・整備地区：桜谷地区			
水道施設統合整備事業 【事業管理課】	○水道施設統合整備事業で水道施設の整備を行い、水道未給水地区の解消を図る。 ・事業期間：平成17～29年度 ・整備地区：大崎地区			

取組方針 4		広報・広聴活動の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
おいしい水PR 【上下水道局総務課】	○安全で安心して飲めるおいしい水をPRするため、イベント等を実施する。 ・水フェスタ実施 ・おいしい水PR用ペットボトル水「あじさいの雫」作成 ・水の道 親子見学バスツアー実施			
子どもたちへの理解・認識を深める取組みの推進 【上下水道局総務課】	○将来を担う子どもたちに、水道を正しく理解してもらうため、小学校への出前授業を行うなど、水道について学習する場の提供を行う。			

